写

議案第四十五号

大谷地区ほ場整備事業（集落農業構造改善事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長　松村喬成

昭和六拾年参月廿参日　原案可決

三朝町議会議長名越典由

一　事業の名称及び工事名　ほ場整備事業（集落農業構造改善事業）
　　大谷地区ほ場整備工事

二　施行場所　三朝町大字大谷地内

三　工事の概要　ほ場整備　四・五ヘクタール

四　事業費　六一、〇〇〇、〇〇〇円

五　事業の施行方法　請負

六　工事の時期　昭和六十年度